

成年後見制度利用促進専門家会議 第1回総合的な権利擁護支援策の検討ワーキング・ グループにおける取組報告

八尾市版持続可能な権利擁護支援モデル事業について
多様な主体が参画する～簡易な金銭管理・見守り推進事業(仮)～

令和5年1月16日
八尾市 健康福祉部次長 兼 地域共生推進課長
岡本 由美子

目次

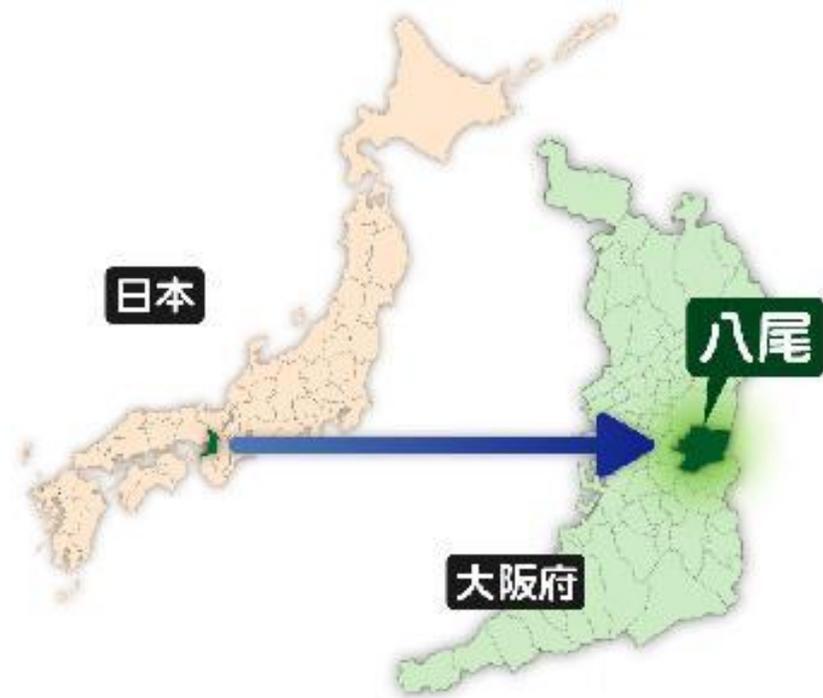
- 八尾市の概要
- 権利擁護支援を取り巻く現状と課題
- 事業のターゲット層について
- 八尾市見守り推進事業（仮）全体図
- おもいのみまもり（見守り隊）について
- おもいのみまもり（見守り隊）のスキーム図
- おもいのみまもり（見守り隊）を取り巻く現状と課題
- おかねのみまもり（金融機関）を取り巻く現状と課題
- モデル事業の展開に向けて
- 参考資料



八尾市の概要

市制施行	昭和23年4月1日（平成30年4月から中核市に移行）
人口	262,371人（令和4年10月1日現在）
高齢者人口	74,354人
高齢化率	28.3%
世帯数	127,227世帯

- 地域包括支援センター「高齢者あんしんセンター」
直営型1か所、地域型15か所を設置
- 基幹相談支援センター（障がい者の総合相談）
直営で1か所、相談支援事業所として4か所
- 令和3年度から権利擁護支援における中核機関として、
市社会福祉協議会に権利擁護センター
「ほっとネット（ほっとかれへんネットワーク）」を設置



権利擁護支援を取り巻く現状と課題①

【高齢者の実態】

- 後期高齢者数の伸びから、認知症高齢者の数は増加している。
- さらに、単身世帯が増加し、認知症等により支援が必要となる人が増加している。
 - 認知症相談件数の増加に伴って権利擁護支援にかかる相談件数も増加している。
 - ⇒本市では、地域包括支援センターを順次増設して対応しているが、人材確保等の相談体制の確立が課題。
 - 施設等が、同意を得て、金銭や通帳を預かるような例も実態としては存在する。
 - ⇒利用者との利益相反的な関係となっている実態の解消が課題。
 - ⇒金融機関窓口での取り扱いの変化から、本人以外は現金を引き出せない状況になり、判断能力の低下した人は、施設等での預かりも困難な状況に。

支援を必要とする人が増加し、現行制度の中でどうにか対応している状況。

権利擁護支援を取り巻く現状と課題②

【障がい者の実態】

- 精神障がい者の数が増加している傾向にある。
- 年々増加傾向にある日常生活自立支援事業において、精神障がい者が占める割合が増加しており、件数の増加に加え、専門的知識を要するケースが増えたことから受け皿としての限界が近づいている。
 - 日常生活自立支援事業を実施している権利擁護センターの職員数にも限りある中で、現状待機者なしで運用しているが、日々の対応に追われている状況。
 - ⇒ 書類の多さ等から事務が非常に煩雑になっており、早期の事務手続きの簡素化が求められる。

特に日常生活自立支援事業が必要とされる場面が増えている。

権利擁護支援を取り巻く現状と課題③

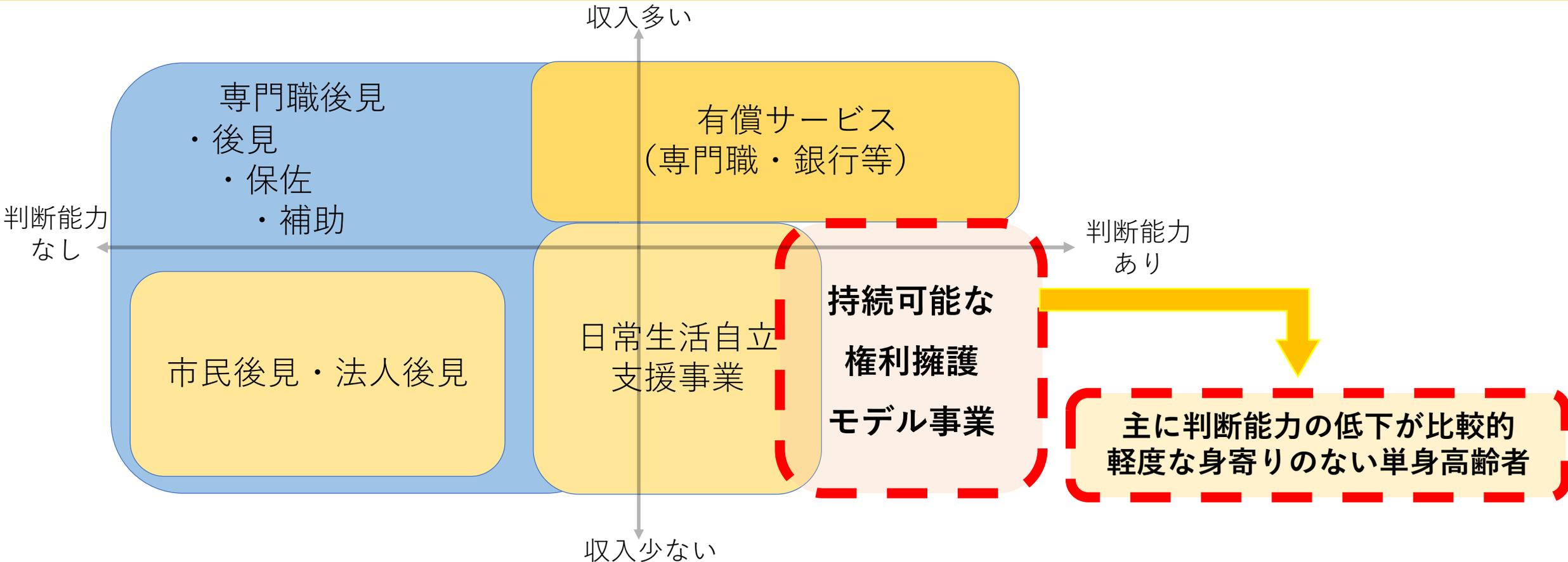
【市民後見人の実態】

- 市民後見人としての活動終了後もまだまだ現役で活動できるが、登録の定年がきてしまい、これまで培った経験を活かす機会がない。（定年70歳）
- 意欲があるにも関わらず受任に至らず、待機中となっている市民後見人が一定数いる状況。
 - 経験・意欲のある市民後見人が、市民後見人とは違ったかたちであっても活躍できる場があれば、意欲を生かすことができる。
 - 市民後見人OBから、市民後見人としての活動は終了したが、他に何か携われることがないかといった意見も出ている。

成年後見制度や日常生活自立支援事業に加えて新たな受け皿となる権利擁護支援策を検討することは、

支援を必要とする人だけでなく、市民後見人の活躍の場につながる。 ⇒モデル事業を展開！！

事業のターゲット層について①



日常生活自立支援事業	モデル事業
<p>認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方（<u>福祉サービスの利用援助、契約能力を有していることが必須</u>）</p>	<p>認知機能の低下が比較的軽度である身寄りのないあるいは親族が遠方にしかおらず支援が受けられない単身在宅高齢者（<u>福祉サービスの利用は問わない</u>） ※当面は知的・精神障がい者、施設入所者を除く。</p>

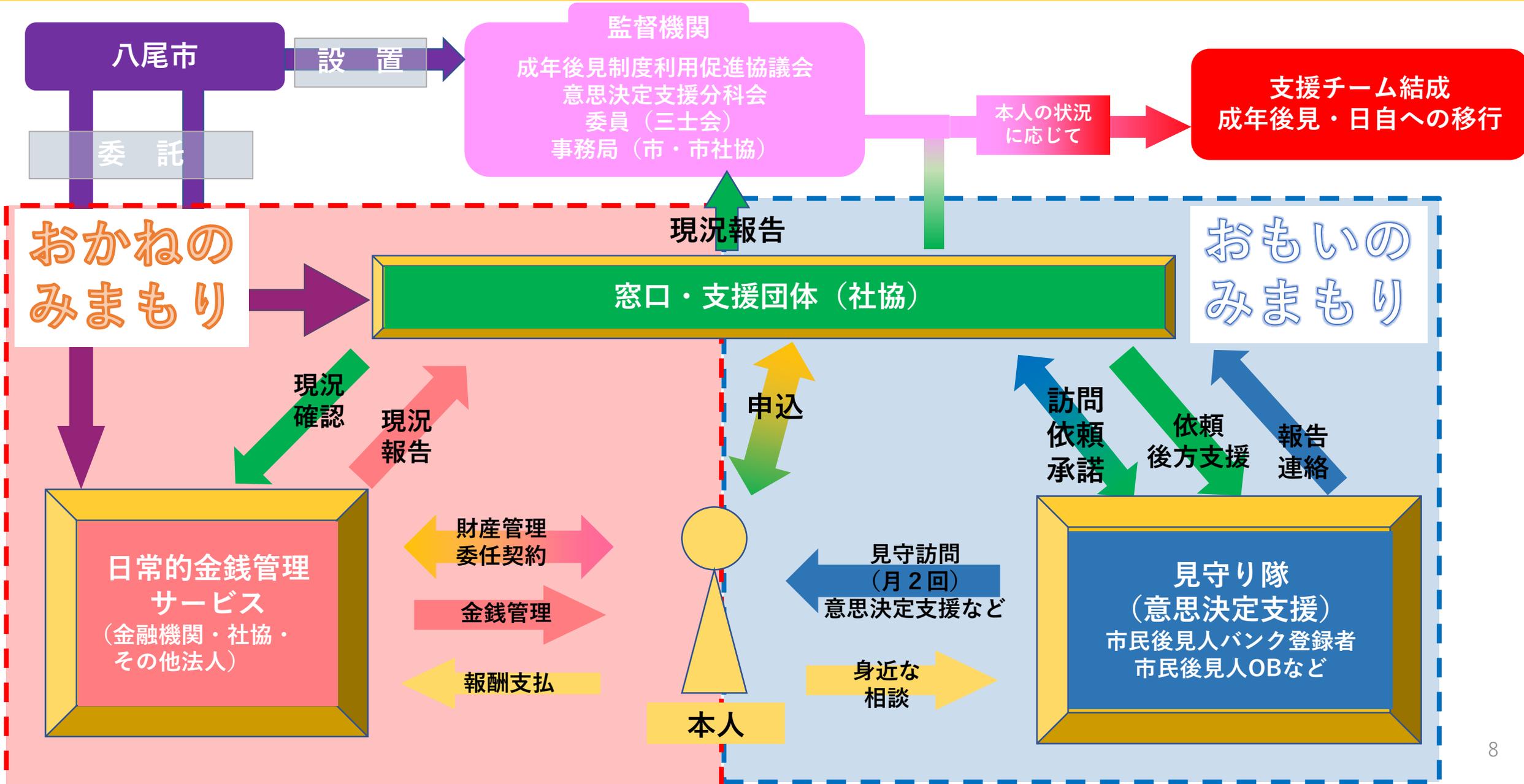
事業のターゲット層について②

- モデル事業のニーズ把握を行うため、関係機関（社会福祉法人、特別養護老人ホーム、地域包括支援センター、ケアマネジャー等）に対してヒアリングを実施。
 - ▶ 原則、施設内での金銭や通帳の管理は行わないこととしているが、同意を得て、例外的に管理している例もある。
 - ▶ やむを得ず入居者の通帳や印鑑を管理し、入居費用や生活費の支払い等を行っている。
 - ▶ 在宅で生活されている方の中には、現金を家で保管していたり、通帳や印鑑を目に付くところに置いていたり、将来的にその方の状態が悪化した際の金銭管理について不安に感じている方が多くいる。

モデル事業の利用者ニーズは一定あることが分かったが

より具体的な利用者像を固めていくため、継続して関係機関との意見交換を行っている。

八尾市見守り推進事業（仮）全体図



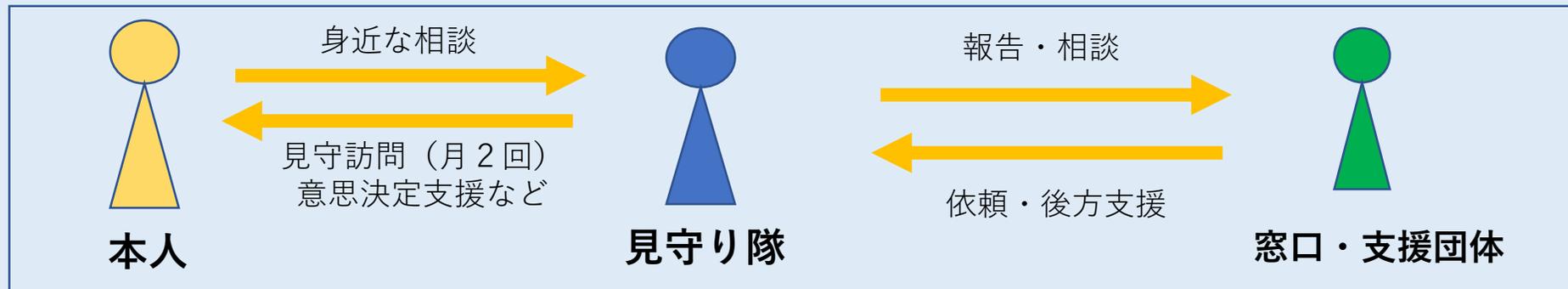
おもいのみまもり（見守り隊）について

1. 役割

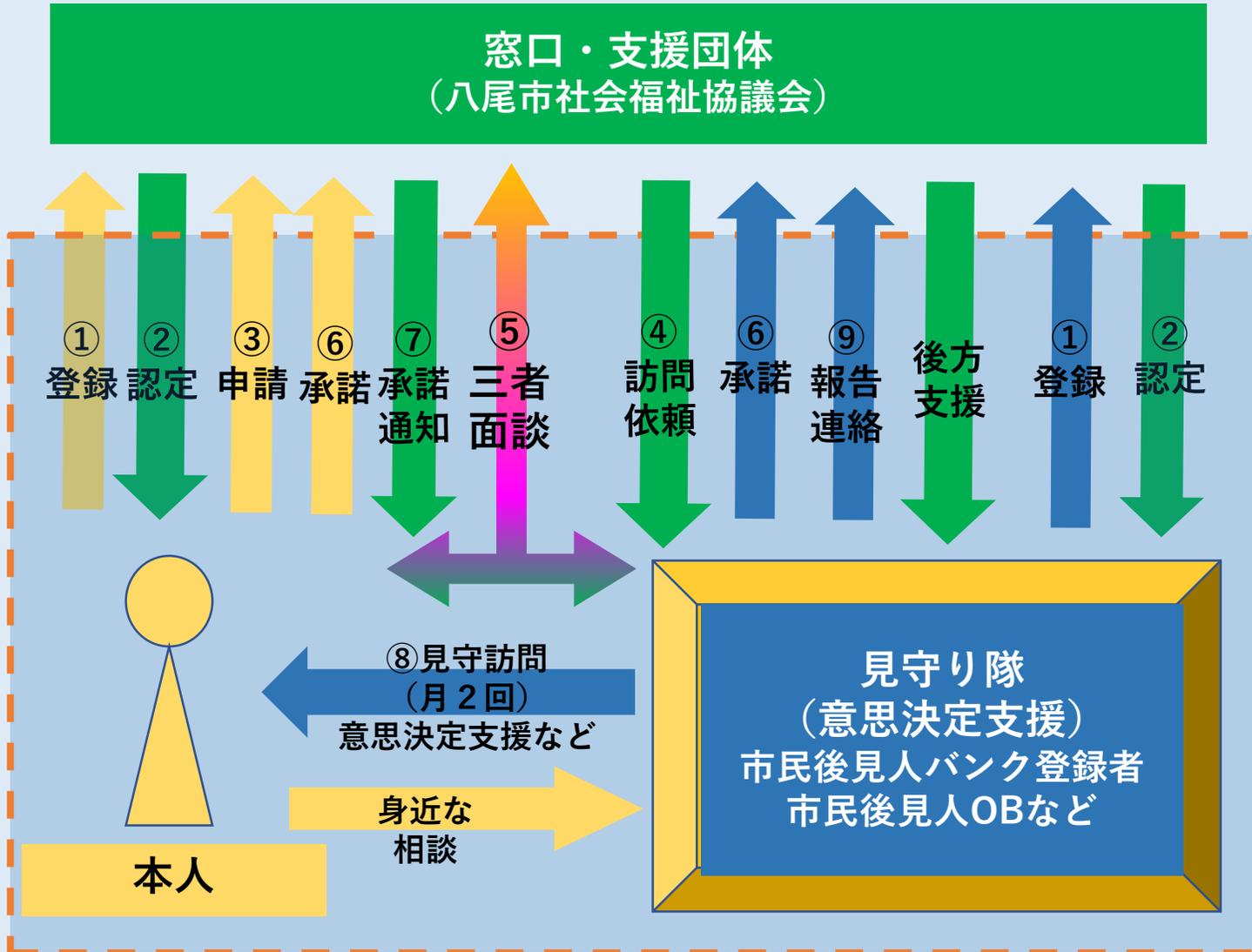
- 本人と同じ生活者の視点をもつ地域住民や当事者が、日常的な金銭管理サービスを提供する事業者とは別の立場で、本人の日常的な金銭管理サービスの提供状況を見守り、社会生活における意思決定を支援することで、本人が安心して意思の形成、表明をすることができるようにする。
- 利用者への訪問・見守り確認（月2回程度）を通して、日頃からの丁寧なコミュニケーションをとり、関係性の構築に努める。

2. 見守り隊員について

- 本事業がモデル的な位置付けの期間は、市民後見人バンク登録者・市民後見人OB等を担い手として登録いただき、事業にかかる研修等を通じた人材育成を行う。
- 事業を広く展開していくにあたっては、民生委員・ボランティア活動者・民間事業者等が担い手となるようアプローチしていく。



おもいのみまもり（見守り隊）のスキーム図



手順

- ①本人の見守り支援の登録申請
見守り隊への登録申請
- ②本人の見守り支援登録認定
見守り隊員の登録認定
- ③事業の利用申請
- ④窓口・支援団体が、見守り隊に面談依頼
- ⑤本人、見守り隊、窓口・支援団体で三者面談
- ⑥三者面談での内容から本人・見守り隊が承諾した場合、訪問依頼の承諾書を窓口・支援団体へ送付
- ⑦窓口・支援団体は、本人に承諾通知を送付
- ⑧申請に基づき本人宅に月2回訪問し、人間関係を構築していく
- ⑨見守り隊は、月1回窓口・支援団体に活動報告

おもいのみまもり（見守り隊）を取り巻く現状と課題

- 市民後見人OB数名について、見守り隊としての事業参画について承諾いただき、現在、利用者の選定にあたって地域包括支援センターと協議のうえ、取り組み内容を精査している。
 - ▶ 市民後見人といった明確化に位置付けられた身分ではない中で取り組んでいただくため、支援内容十分に精査したうえで確定していく必要がある。
 - ▶ これまで市民後見人として関わっていた方とは対象者像（モデル事業においては、基本的に在宅単身で生活が維持できている方）が異なることの理解をいただく必要がある。
 - ▶ 見守り隊の雇用形態（雇用契約・登録制等）や有事の際の保険加入等、安心して取り組んでいただけるための環境整備が必要。
- 積極的に市民後見人養成に取り組んできた八尾市であっても、市民後見人（バンク登録者、OB）の数は限定的で、本格的に事業を展開していくにあたっては担い手の確保が必須であり、様々な可能性を今後検討する必要性がある。
 - ▶ 有償ボランティアのスキームで広く担い手を確保する。⇒副業を認める等勤め先の理解も必要
 - ▶ ターゲット層となり得る高齢者宅に訪問する機会のある生命保険会社等の事業所との連携。

おかねのみまもり（金融機関）を取り巻く現状と課題

- 縮小傾向にある窓口において、認知症疑いのある高齢者の方の対応に非常に苦慮している状況。
 - 現状、認知症疑いのある方へのつなぎとして、後見制度を案内するしかない。
 - 本人に十分に説明をしたうえで金融商品を購入いただいたが、後から家族と加入について（なぜ高齢者にこのような金融商品を販売したのか等）トラブルになるケースがある。
 - 毎日窓口引き出しに来られる、通帳の再発行を何度も行う（要手数料）等、長時間の対応が発生。
- 詐欺被害防止の観点等から、現金取り扱いの厳格化が進んでいる。
 - 多額の現金の引き出しを希望された際、用途を確認するが、本人が希望された場合には金融機関側から止めるすべがなく、後から家族を含めトラブルになるケースがある。
 - 家族が本人の口座から現金を引き出すことを原則認めておらず、本人の意思確認を行うために施設や家まで訪問することもあるが、そうした手続きを経た上で、なおトラブルに発展するケースがある。
 - ⇒ どの金融機関においても、モデル事業の主旨については賛同いただけているが、金銭管理サービス事業者としての事業参画については、非常にハードルが高い。（事業の法的位置づけや金融庁等からの事業参画にかかる通知等による要請が必要）
 - ⇒ 今後、介護サービス事業者等の第三者の金銭管理を金融機関の協力のもと進めていく。

モデル事業の展開に向けて

八尾市においては、令和4年度中に数件をプレ実施する中で、翌年度にかけて課題の洗い出しや効果検証等を行う予定をしているが、八尾市に限らず事業を広く展開していくにあたっては、多くの課題の整理が必要。

【意思決定支援サポーターに関して】

担い手を増やす手法を検討

- 市民後見人（バンク登録者、OB）の活躍の場
- 市民後見人以外のサポーターの掘り起こしと養成研修

【金銭管理サービス事業者に関して】

金融機関等が事業参画できるための体制整備が必要

- 金融機関が参画できる条件を整理
- 第三者が引き出しできるスキーム作り

【その他】

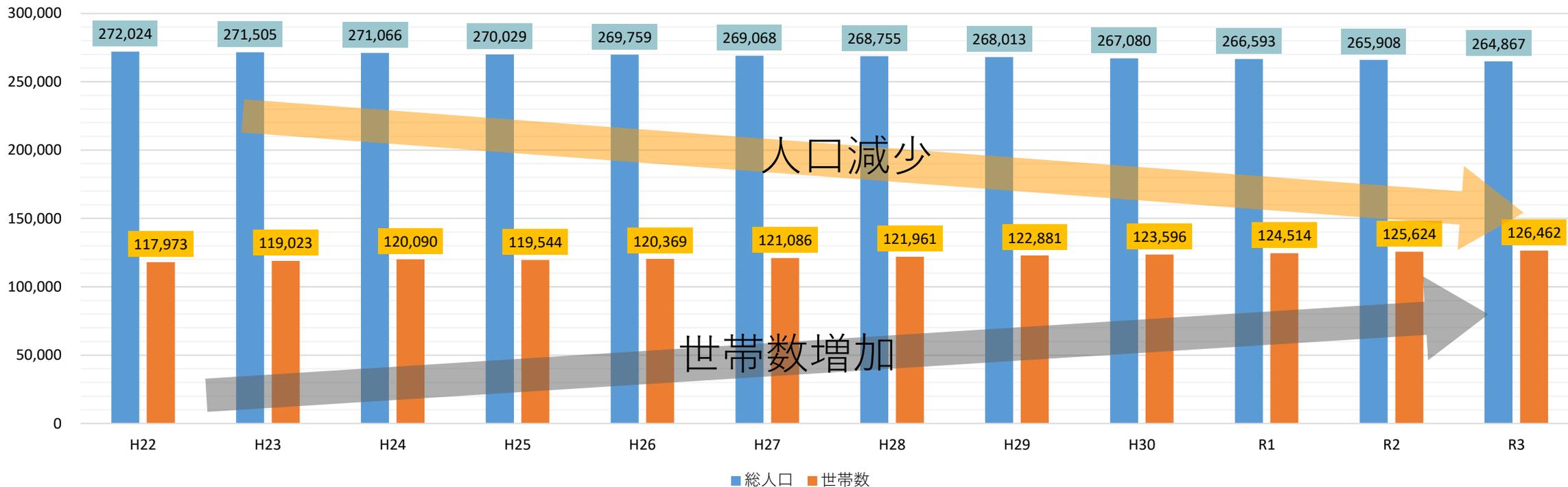
- モデル事業のターゲット層の絞り込みと事業の法的な位置づけの明確化⇒多様な主体が事業参画するにあたっては必要

～参考資料～

人口・世帯数推移

○本市の総人口・世帯数推移

人口減少⇔世帯増加
一人暮らし世帯が増加の一途



(単位：人)

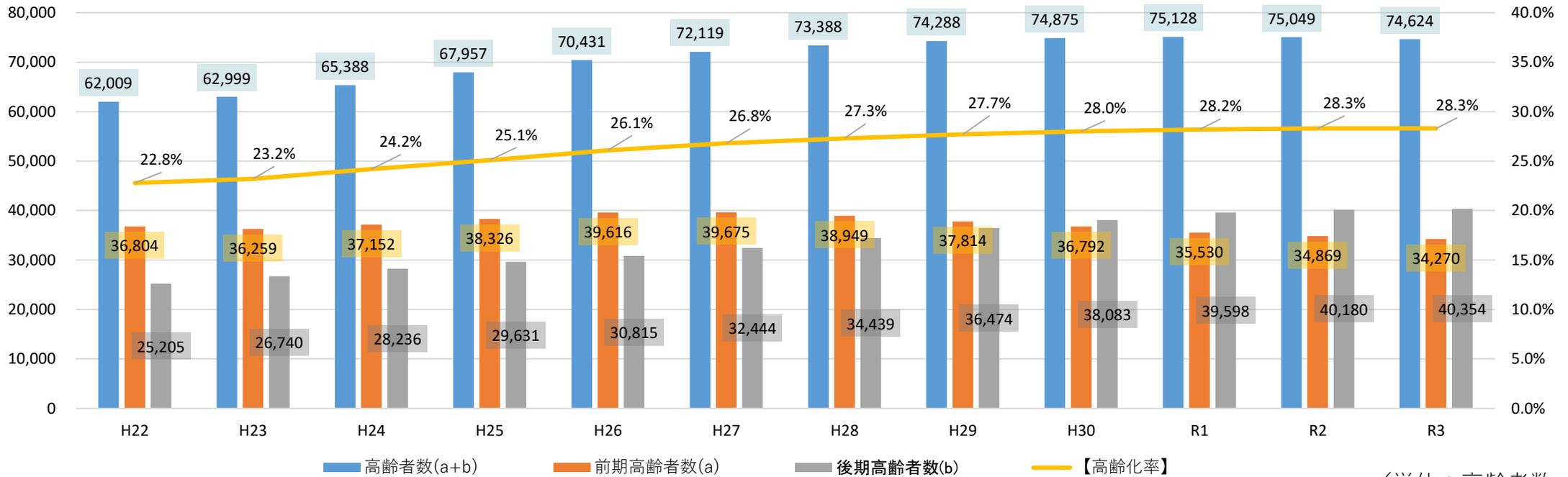
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
総人口	272,024	271,505	271,066	270,029	269,759	269,068	268,755	268,013	267,080	266,593	265,908	264,867
世帯数	117,973	119,023	120,090	119,544	120,369	121,086	121,961	122,881	123,596	124,514	125,624	126,462

各年3月末時点

高齢者数の推移

○本市の高齢者数と高齢化率推移

H30に後期高齢者数が半数以上に



(単位：高齢者数 人)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
前期高齢者数(a)	36,804	36,259	37,152	38,326	39,616	39,675	38,949	37,814	36,792	35,530	34,869	34,270
後期高齢者数(b)	25,205	26,740	28,236	29,631	30,815	32,444	34,439	36,474	38,083	39,598	40,180	40,354
高齢者数(a+b)	62,009	62,999	65,388	67,957	70,431	72,119	73,388	74,288	74,875	75,128	75,049	74,624
高齢化率	22.8%	23.2%	24.2%	25.1%	26.1%	26.8%	27.3%	27.7%	28.0%	28.2%	28.3%	28.3%

各年9月末時点

高齢者の権利擁護に関する相談状況

○地域包括支援センターでの認知症相談件数の推移

(単位：件)

H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
2,071	3,304	3,662	5,730	7,914	6,931	6,835	5,967

○地域包括支援センターでの高齢者の権利擁護相談件数の推移

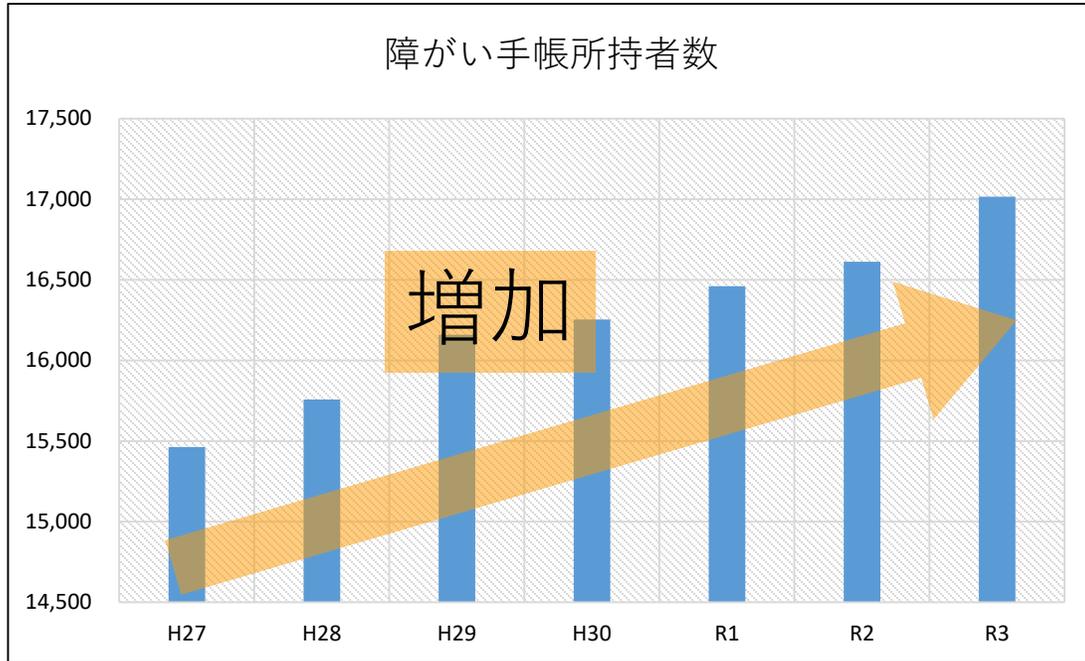
(単位：件)

H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
1,753	2,146	2,236	3,161	4,546	3,996	3,755	3,611

R3設置の中核機関（権利擁護センター）の年間相談件数は100件

高齢者の相談件数は増加傾向（H30は地域包括支援センターを増設したこと、認知症初期集中支援チームでの対応をスタートさせたことの影響もあり、相談が一時的に増加。R1・R2はコロナの影響で相談が増加している側面もある。）

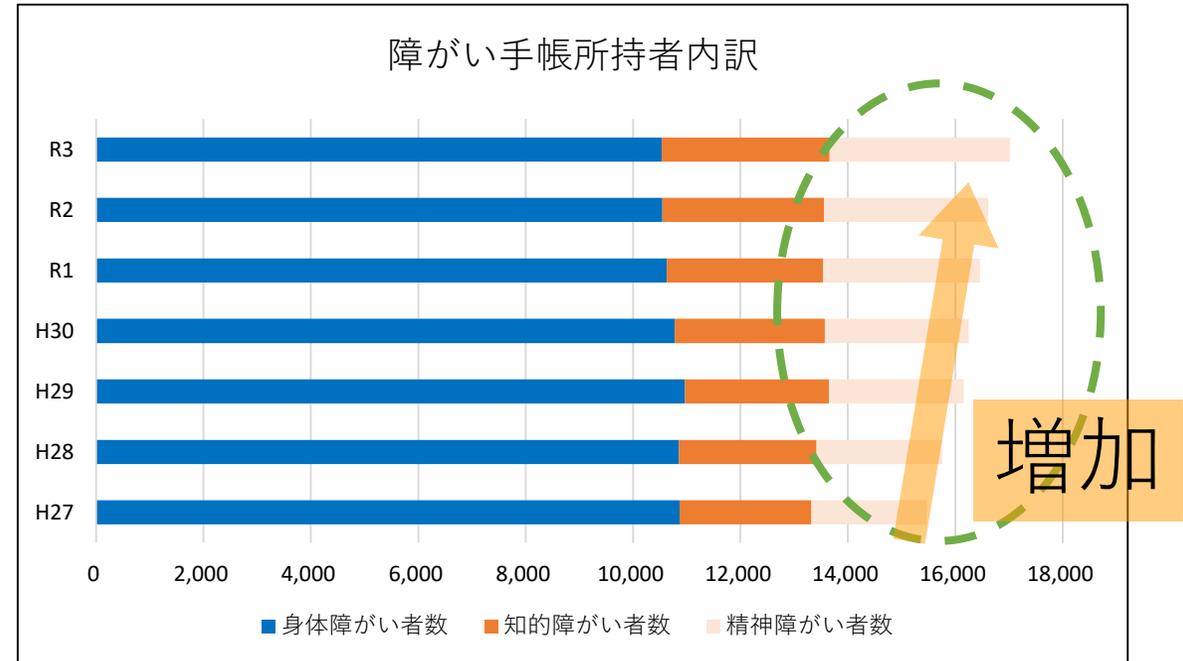
障がい者の現状(手帳所持者の状況)



(単位：人)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
所持者数	15,462	15,757	16,159	16,253	16,461	16,611	17,015

精神障がい者の数が特に増加

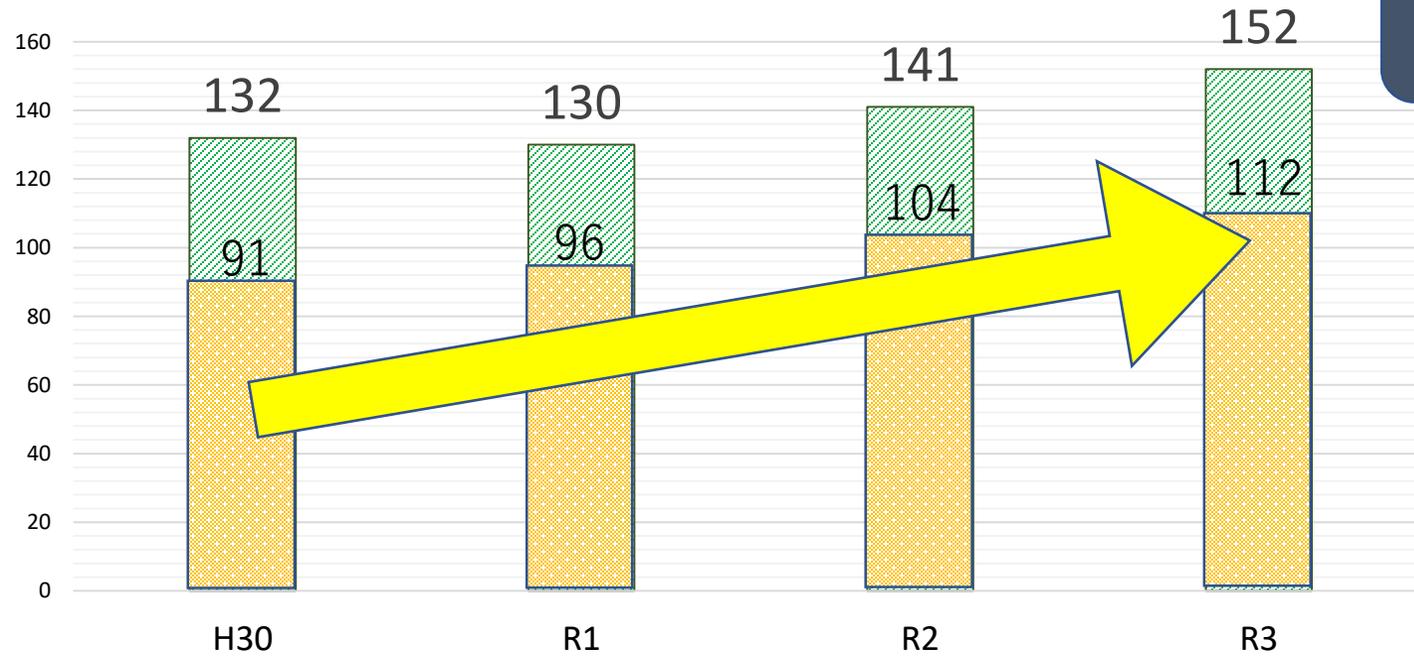


(単位：人)

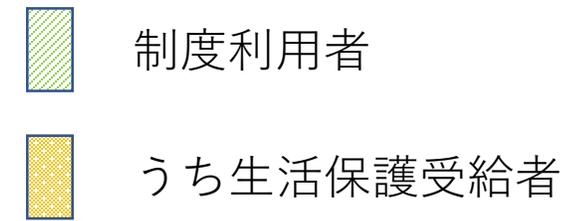
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
身体障がい者数	10,868	10,852	10,968	10,775	10,628	10,544	10,535
知的障がい者数	2,452	2,567	2,680	2,794	2,906	3,015	3,122
精神障がい者数	2,142	2,338	2,511	2,684	2,927	3,052	3,358

日常生活自立支援事業利用者の推移

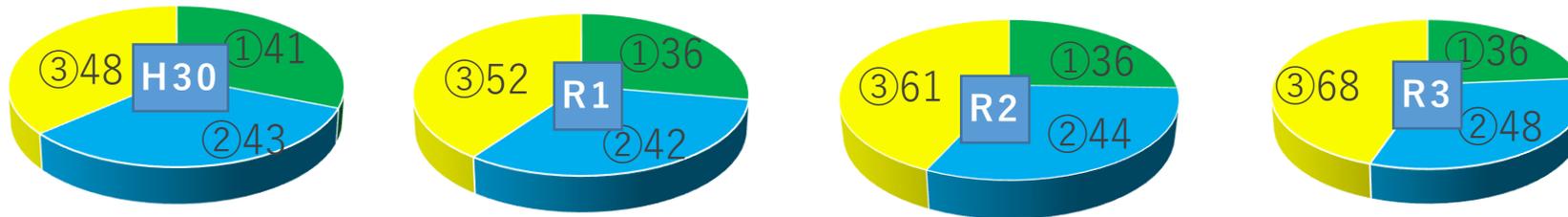
年度別実利用者数



利用者数は増加傾向
⇒後見制度同様、受け皿としての限界
に近づいている。



(内訳)



①認知症高齢者

②知的障がい者

③精神障がい者

精神障がい者

48

68

精神障がい者が増加傾向
⇒専門的知識を要する
ケースの増加

後見制度利用者の推移

申立件数表

八尾市	後見開始	保佐開始	補助開始	任意後見監督人 選任	合計
R3	72	19	7	3	101
R2	54	17	4	0	75
R1	55	12	5	2	74

これまで権利擁護支援に関する
対応策であった後見制度の利用者数
の増加等による受け皿としての限界

大阪府	後見開始	保佐開始	補助開始	任意後見監督人 選任	合計
R3	2,430	776	241	72	3,519
R2	2,379	647	235	66	3,327
R1	2,256	581	196	62	3,095

大阪府、八尾市とも申立件数が増加

専門職後見人が多い状況

成年後見人等と本人との関係別件数表

八尾市	親族関係	弁護士	司法書士	社会福祉士	市民後見人	その他法人	その他個人	合計
R3	10	23	46	7	3	1	1	91
R2	13	18	32	3	1	1	0	68
R1	7	16	36	3	1	6	0	69

大阪府	親族関係	弁護士	司法書士	社会福祉士	市民後見人	その他法人	その他個人	合計
R3	397	662	1677	261	31	200	4	3,302
R2	387	741	1478	207	33	141	6	3,062
R1	422	682	1416	249	34	120	4	2,989

市民後見人における現状①

○市民後見人バンク登録者推移

		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計
八尾市	登録	9	8	5	1	3	9	5	3	43
	移管	1	0	0	0	0	1	0	0	2
	退会	0	0	4	4	4	2	0	0	14

年齢条件（70歳以下）が満たされず、退会となる ⇒ 31名のバンク登録者（R4.4.1現在）

○市民後見人受任件数推移

		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計
八尾市	受任	0	2	1	3	2	2	3	0	13
	終了	0	1	0	1	1	1	2	0	6

7名の市民後見人が受任中（R4.4.1現在） ⇒ 31名中7名が受任しているが、24名が待機中

市民後見人における現状②

○大阪府下の自治体における市民後見人活動数

										太字は中核市	(単位：件)
池田市	0	東大阪市	6	大阪狭山市	0	岸和田市	4	阪南市	1		
豊中市	5	八尾市	7	富田林市	0	貝塚市	0	熊取町	0		
茨木市	0	枚方市	3	河内長野市	4	泉佐野市	4	田尻町	0		
高槻市	1	門真市	0	羽曳野市	0	泉南市	4	岬町	1		
								合計	40		

令和4年3月末時点

引用：「令和3年度 大阪府社協地域福祉部権利擁護推進室 事業報告」より抜粋